

消防検査の指摘内容への対応について
設置者等の変更に伴う手続きについて

1 設置者等とは

危険物施設の設置の際に許可を受けた者を指します。法令上、設置者・管理者・占有者を指していますが、基本的には許可時には設置者のみ指定されていることがほとんどです。

2 手続きの必要性

危険物施設は許可を受けた施設であるため、常に許可を受けた者を特定する必要があります。そのため、設置者等の氏名や名称のほか、住所に変更があった場合は、その変更について届出が必要となります。（千葉県危険物規制規則第17条第1項第4号）

3 必要な手続きと部数

以下の書類と各2部（電子申請の場合は1部）ご用意をお願いします。

資料提出書（様式第11号（その2））

【提出先】 千葉県消防局予防部指導課 危険物係
電話：043-202-1667

4 提出書類（様式）のダウンロード方法（電子申請の方法を含む）

千葉県消防局のホームページからダウンロードが可能です。

千葉県消防局 申請書ダウンロード

検索



💡（7）危険物関係をご覧ください